

富山県立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針について

公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン(H31.1.25 文科省)

1 給特法の改正 R1.12.11公布 (第7条関係はR2.4.1施行)

第7条第1項

文部科学大臣は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針を定めるものとする。

2 文部科学大臣が指針を策定 R2.1.17告示 ... 上限ガイドラインを法的根拠のある「指針」に格上げ

第4 服務監督教育委員会が講ずべき措置

服務監督教育委員会は以下の措置を講ずべきものとする。

- (1) 本指針を参考にしながら、その所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針(以下「上限方針」という。)を教育委員会規則等において定めること。

3 教育委員会規則の改正 R2.4.1施行(予定)

<規則で定められる事項>

- (1) 超過勤務の上限時間
- (2) 臨時的な特別の事情がある場合の超過勤務の上限時間
- (3) 業務量の適切な管理、健康・福祉の確保を図るため必要な事項

上限方針

給特法

第7条

→ (文科大臣は) 管理、措置に関する指針を定める

文科大臣の指針

第4

→ (県・市教委は)教委規則で上限方針を定める

参考にしながら

県・市の教委規則

<上限方針を規定>

- ①超過勤務の上限時間
- ②特別の事情がある場合の上限時間
- ③その他の必要な事項

上限方針

県条例の制定も検討

(実効性を高める)

制定状況や取組状況を文科省が公表